

令和7年

第5回本巢市教育委員会会議録

(令和7年4月18日)

本巢市教育委員会

## 第 5 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 3階 大会議室  
会 議 令和7年4月18日 金曜日 午後1時30分  
出席者 教育長 川治 秀輝  
教育委員 小澤 明年  
教育委員 黒田 隆吉  
教育委員 松浦 尚美  
教育委員 藤木 節子

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長 兼教育総務課長
	薄田 茂樹	参事兼学校教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	脇田 純一	幼児教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	登尾 裕美	幼児教育課主幹
	小林 恵美	教育総務課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	翠 巖	学校給食センター所長
	中野 徳和	社会教育課課長補佐
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

### 議 題

- 議第17号 本巢市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 議第18号 令和7年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 議第19号 本巢市留守家庭教室事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 議第20号 本巢市船来山古墳群整備検討委員会委員の委嘱について

### その他

- (1) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後1時30分

- 川治教育長 : 開会を宣告した。  
川治教育長 : あいさつの中で、①小・中・義学校、幼稚園の人事異動について②入園・入学式について話をした。  
報告の中で、4月の園長校長会の資料を使い①こどもの権利条例の動き出し②「子どもの涙」を見逃さない「スーツケース」から「ふろしき」に③「園・学校の珍百景」を見直そう④園長・校長会のあり方について話をした。

- 
- 小林総括補佐 : 日程3「各課からの報告」を求めた。  
薄田課長 : 資料に基づき説明した。  
脇田課長 : 資料に基づき説明した。  
野原課長 : 資料に基づき説明した。  
小林総括 : 何か質問等がないか。  
黒田委員 : 教育長が考えたことを具現化していくこと、「こどもの権利条例」の精神がすばらしい。教育長の提案の中で「園・学校の珍百景」があったが、教育長から校長会で提案してもらえてよかった。形だけの指導はいけない。例えば、廊下に並んで移動するのは形としてはいけないと思うが、なぜ子どもたちが移動教室へ行くのに揃（そろ）っていくのか、どのように移動したらいいかを理解しているだろうか。一方的に先生から声をかけられて、並ばされているのではいけない。是非現場の中で具体的に受けてほしい。2つ目は留守家庭利用者数が多い。3分の1から半分位の子どもたちが留守家庭を利用しているのではないか。部屋は大丈夫なのか。また、単なる子どものお守りという発想ではいけないのではないか。利用者数が多い学校での縦割り活動、指導を考えてみてはどうか。  
川治教育長 : 留守家庭教室の縦割りは発想になかった。  
脇田課長 : 席田留守家庭教室は縦割りで、本巢留守家庭教室は普段は学年ごとだが、春休み中は縦割りで、真桑留守家庭教室は利用者が多いので難しい。全体の定員には達していないが、学年ごとの定員には達している学年がある。1年生は待機をしている。6年生を入れてしまっている状態で、1年生が予想以上に多く申し込みが来てしまった。高学年が人数が少ないので、せめて高学年だけ縦割りにして、1年生を半分に分けてできないかと考えているが、それには職員が必要になってくる。研究はしていく。  
小林総括 : 質問等がないことを確認。

---

川治教育長 : 議第 17 号「本巣市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

小林総括 : 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 2 項の規定により、教育委員会教育長職務代理者の指名を行う必要による旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 私のほうから指名をさせていただきます。小澤委員を教育長職務代理者として指名いたします。

小澤委員 : ただいま、川治教育長よりご指名をいただきましたので、教育長職務代理の職をお受けいたします。

川治教育長 : 質問等がないことを確認した。

---

川治教育長 : 議第 18 号「令和 7 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

薄田課長 : 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び教科用図書採択地区の設定に基づき、岐阜地区採択協議会を設置することに教育委員会の議決を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : この教育委員会で岐阜地区のそれぞれの市町がそれぞれの教育委員会でこの岐阜地区の設置について承認されると組織されるという仕組みになっています。5 ページにあるように北方町の教育長に対して最後の行に「令和 7 年 4 月 18 日議決しました。」という紙を持って本巣市は岐阜地区採択協議会を組織します、入りませうということですか。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

---

川治教育長 : 議第 19 号「本巣市留守家庭教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田課長 : 同一世帯から 2 人以上の児童が留守家庭教室を利用している世帯の利用料については 2 人目からの児童に係る利用料の 2 分の 1 が減免されるが、様々な理由により世帯が異なることが想定されるため。また、根尾留守家庭教室の位置等について所要の改正を行う旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。  
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。  
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

---

川治教育長 : 議第20号「本巢市船来山古墳群整備検討委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。  
中野補佐 : 本巢市船来山古墳群整備検討委員会設置要綱の規定により委嘱することについて、承認を求めるものである。  
川治教育長 : 質問はないか。  
黒田委員 : 本人の了解は得ているのか。  
中野補佐 : はい。  
川治教育長 : 新しい委員をどうして入れられたのか、わかる範囲で説明をしてください。  
中野補佐 : 今回ご指名により船来山古墳群整備検討委員会委員につきまして、大塚委員におかれては、野鳥の会岐阜支部よりお招きします。水崎委員におかれては、令和5年度の浅野樹木医様に替わって樹木医としてお招きします。加藤委員におかれては、岐阜大学応用生物学部准教授ということで、その観点から船来山古墳についての検討をしていただきます。オブザーバーにつきましては、6名から4名ということで文化庁の森様が退官されました。加藤様は岐阜大学応用生物学部准教授ということでオブザーバーから委員に入られるということで、今回検討メンバーでお願いするものです。  
黒田委員 : 今回は整備検討で建物を作りますか。  
中野補佐 : 作らないです。  
野原課長 : 建物は作らないです。  
黒田委員 : 展示館とか、木を伐採したりするのかと思い心配をした。  
野原課長 : オオタカの生息地にもなっているので、そのような観点からも野鳥などの影響がないような整備というような観点から入っていた。  
黒田委員 : 鳥に関してはすごく詳しくて勉強になります。  
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。  
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

---

小林総括補佐 : 日程5「その他」について  
野原課長 : (1) 数学のまちづくり研究会の報告について  
数学のまちづくりを推進していく中で、数学のまちづくり研究

会がございます。数学のまちづくり研究会の役員の中に教育委員の方に出席いただいております。黒田委員さんをお願いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

小林総括補佐：(2) 次回教育委員会開催日について諮り、5月23日(金)午後1時30分に決定した。

---

小林総括補佐：(3) 第1回本巢市総合教育会議の日程変更について、7月15日(火)に変更を伝える。

川治教育長：変更理由は毎回各課から市長へ各課の事業のプレゼンをしているが、これからの本巢市をどうしていくか、対談みたいにできないかと考えている。対談の中に木村泰子さんに来てもらい、一緒に本巢市の教育をどのように作っていくかという、木村泰子さんと市長、副市長を交えた対談方式で総合教育会議を進めたいと考えています。木村泰子さんが7月にこちらへ来ていただくことが可能な日が15日しかなかった。15日にできたらと考えております。

---

小林総括補佐：3月教育委員会の3月24日に変更をお願いした。

---

小林総括補佐：以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後3時20分